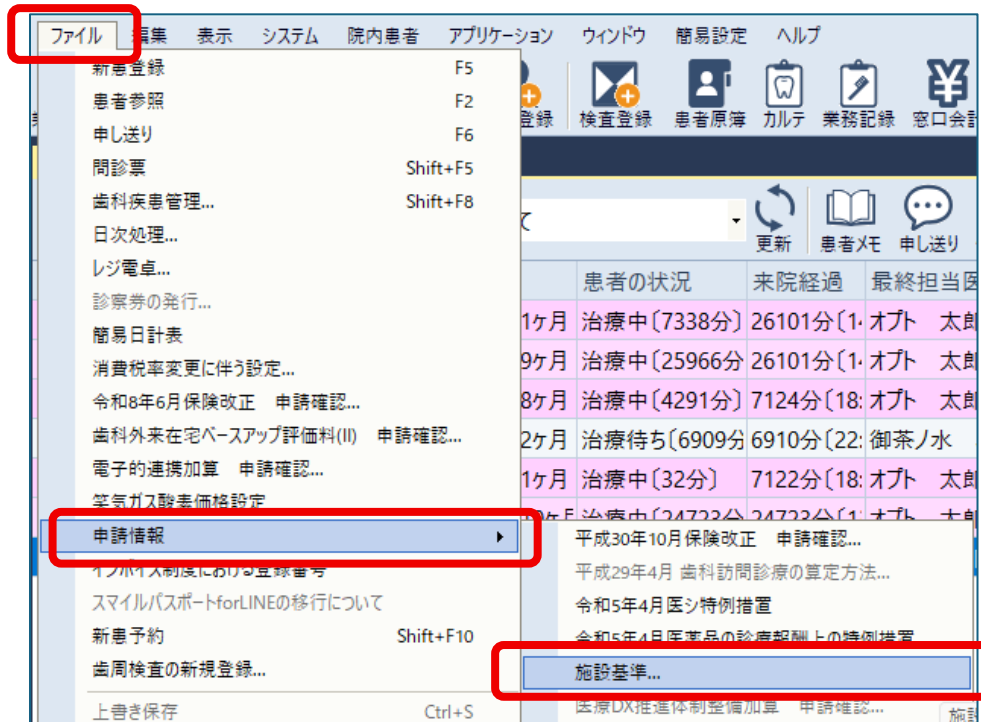


歯科技工所ベースアップ支援料の集計

①院内患者の [ファイル] → [申請情報] → [施設基準...] をクリックします。



② [歯科技工所ベースアップ支援料] をクリックします。

③日付の前月の 1 か月分が集計されますので、集計をかけたい期間に合わせて日付を設定します。

④ [確認] をクリックすると、各技工所の算定回数が表示されます。

施設基準

③ 日付: 令和 8年7月1日

② 歯科技工所ベースアップ支援料 外来後発医薬品使用体制加算 口腔管理体制強化加算
ベースアップ支援料 (届出前1か月)

集計期間

Ⅰ. 賃金改善支援実施期間およびベースアップ支援料算定期間
(2) ベースアップ支援料算定期間 (1ヶ月) 8年6月～8年6月

Ⅱ. ベースアップ支援料の算定回数

ベースアップ支援料の算定回数	7
ベースアップ支援料の算定額	1050

Ⅲ. 製作委託等を行った技工所の名称と算定回数

オプテック歯科技工	5
千代田ラボ	2

カルテ入力時に選択した、技工所ごとに算定回数が表示されます。
費用の総点数は×15 で計算してください。

④ 確認 キャンセル